

平成24年度

公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

1	平成24年度公共事業再評価結果(県事業)	1
	海岸事業の対応方針について	3
	河川事業の対応方針について	4
	道路事業の対応方針について	6
	森林整備事業の対応方針について	9
2	平成24年度公共事業事後評価結果(県事業)	11
	道路事業について	13
	海岸事業について	14
	県営広域漁港整備事業について	16
	広域農道整備事業について	18

# 1 平成24年度公共事業再評価結果（県事業）

本年度は、表 - 1 のとおり県事業6事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、6事業すべてにおいて「継続」の答申とともに、審議の中で多くの貴重なご意見をいただきました。その答申をもとに県の対応方針を決定し、それに対する取り組みとして事項以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、さらに的確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、これらの課題解決に取り組んでいきます。

平成24年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表 1）

付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	海岸事業	的矢港海岸	志摩市	S61		継続	継続
2	河川事業	二級河川 檜山路川	志摩市	H6		継続	継続
3	道路事業	主要地方道 神戸長沢線	鈴鹿市	H15		継続	継続
4	道路事業	一般国道 477 号 四日市湯の山道路	四日市市 ～ 菰野町	H9		継続	継続
5	道路事業	一般国道 167 号 第二伊勢道路	鳥羽市～伊勢市	H8		継続	継続
6	森林整備事業	西出菅合線	大台町・大紀町	H9		継続	継続

再評価理由： 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価実施後一定期間が経過している事業  
 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

## 県土整備部の取り組み（再評価）

# 海岸事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

海岸事業 1番 <sup>ま</sup> <sup>と</sup> <sup>や</sup> 的矢港海岸

## 2 委員会意見

平成24年10月22日に開催された、第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

## 3 海岸事業の背景

的矢港海岸は、志摩市の北東部に位置し、紀伊半島の東部海岸に発達する典型的なリアス式海岸により形成され、また、海域では養殖筏が数多く浮かび風光明媚な海岸となっています。海岸の背後は山地がすぐ迫っており、限られた平地に人家が密集しています。

当海岸の海岸保全施設は伊勢湾台風後の築造から50年程度が経過し老朽化が著しく、背後地の住民から一刻も早い施設整備が望まれているところです。当該事業は、この護岸の補強を行うことにより、波浪や高潮等による災害を防除し、護岸背後の生命と財産を守る事業です。

## 4 再評価対象事業の対応方針

評価委員会においても事業継続の了承をいただき、防災上必要な事業であることから、今後も効率的・効果的な投資に努め、コスト縮減を図り、事業の促進に努めます。また、関係部署および関係市町の行う防災訓練、防災計画の見直し等のソフト対策や避難路等の整備事業とも連携し、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

施工区間が狭隘となることから、事業の進捗に影響があるという課題があります。

### 5 - 2 課題の解決方針

関係者との調整により、事業効果の早期発現を図ります。

# 河川事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

河川事業 2番 二級河川 <sup>ひやまじがわ</sup> 檜山路川 総合流域防災事業

## 2 委員会意見

平成24年9月25日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

## 3 河川事業の背景

三重県が管理する河川のうち、整備必要区間に対する河川整備率は平成23年度末で39.0%と低く、県民の安全・安心という観点からも早期の河川整備が望まれています。

このため、三重県の河川事業では、平成18年12月に策定した中長期計画である「三重県河川整備戦略」にもとづき、おおむね5～10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げ、河川横断構造物の改築などの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

また、このようなハード整備には多大な事業費と時間を要することから、住民が安全かつ迅速に避難できるようソフト事業をあわせて実施し、被害を最小限に抑える取り組みも進めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害軽減のため事業の早期完成を目指していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

事業効果の早期発現が課題であると考えています。

## 5 - 2 課題の解決方針

県内の河川整備箇所を選択と集中等、整備の重点化を進め、事業の早期完成を目指します。

# 道路事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

道路事業	3 番	主要地方道	<sup>かんべながさわ</sup> 神戸長沢線
	4 番	一般国道477号	<sup>よっかいちゆ やま</sup> 四日市湯の山道路
	5 番	一般国道167号	<sup>だいにいせ</sup> 第二伊勢道路

## 2 委員会意見

平成24年10月22日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性がみとめられたことから事業継続を了承する。」との答申を頂きました。

また、あわせて、3番については「鈴鹿都市計画における位置づけの説明が不明確であった。今後、同種の事業では説明を工夫されたい。また、都市計画を考慮し、事業効果の発現のため、早期の事業完成に努められたい。」との意見をいただきました。

## 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的な整備に努めています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、交通渋滞や道幅が狭く線形も悪いなどの通行上の支障を解消



し、安全で円滑な通行の確保をしようとするものであることから、早期に整備が必要です。

- ・事業評価時の説明においては、都市計画上の位置づけを明確にする必要があります。

## 5 - 2 課題の解決方針

・今後の事業執行については、引き続き市町や地元関係機関との連携を図り、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。

・事業評価時の説明においては、都市計画上の位置づけが明確になる様工夫した説明に努めます。

## 農林水産部の取り組み（再評価）

# 森林整備事業の対応方針について

[ 農林水産部 ]

## 1 再評価審査対象事業

森林整備事業 6番 森林基幹道 <sup>にしですがい</sup>西出菅合線

## 2 委員会意見

平成24年10月22日に開催された平成24年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

## 3 森林整備事業の背景

林道は、森林を適正に管理することで、林業生産性の向上により、持続的な林業経営の確立や林業の振興、森林資源の有効活用、様々な公益的機能の維持増進を図るための基幹的な施設として整備しています。また、路線によっては、集落間の連絡道や保健休養施設へのアクセス道などの多様な役割も担っています。

なお、県営林道は、地域の骨格となる大規模な路線を中心に、市町からの施工依頼を受けて実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

当林道が林業生産性の向上や森林資源の有効活用につながり、また、森林の公益的機能の維持・増進が期待できることから、コスト縮減と環境への配慮に努めながら、当林道に係る森林の持続的な経営・管理と円滑な「緑の循環」に資するよう、早期完了を目指して事業を継続します。

## 5 事業への対応方針

### 5 - 1 事業の課題

持続的な林業経営を確立し林業を活性化するためには、骨格となる林道やその支線となる作業道・作業路により形成する林内路網を充実することによって林業生産性を向上するとともに、林業生産活動を担う林業経営体や林業従事者などの育成を推進する必要があります。

ます。

## 5 - 2 課題の解決方針

国では、「木材自給率50%」を目指す森林・林業再生プランに基づき、その具体的な推進策として、森林の団地化・施業の集約化や路網整備の推進などの取り組みを進めています。

本県においては、これまでも林業を活性化するために、森林の育成から木材の利活用まで幅広い取り組みや支援を行っていますが、森林の団地化・施業の集約化を推進する上でも基盤となる林内路網を形成するために、林道事業や森林整備加速化・林業再生基金事業などを活用して、県営により骨格となる林道を整備するとともに、市町や林業事業者等による中小規模の林道や作業道などの整備への支援を行います。

また、林業の担い手の育成については、子ども達が森林・木材にふれあい学ぶ機会の提供、高校生を対象とした林業の職場体験学習の開催及び指導者育成研修、農林水産支援センターが実施する技能研修への支援や就業フェアへの協力などにより、後継者や中核となる林業事業者等の育成を更に推進します。

## 2 平成24年度公共事業事後評価結果（県事業）

本年度は、表 - 2 のとおり県事業4事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、4事業すべてについて「了承」の答申とともに、審議の中で多くの貴重なご意見をいただきました。その答申をもとに県の対応方針を決定し、それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更到的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、公共事業が一層、効率的で効果的となるように取り組んでいきます。

平成24年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表 - 2）

付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	道路事業	一般国道365号 員弁バイパス	いなべ市・東員町・四日市市	S59	H19	了承	各部の取組のとおり
502	海岸事業	安乗地区海岸	志摩市	H8	H19	了承	
503	県営広域漁港整備事業	阿曾浦地区	南伊勢町	H7	H18	了承	
504	広域農道整備事業	北勢南部地区	四日市市・鈴鹿市・亀山市	S55	H18	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

## 県土整備部の取り組み（事後評価）

# 道路事業について

[ 県土整備部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

道路事業 501番 一般国道365号 <sup>いなべ</sup>員弁バイパス

## 2 委員会意見

平成24年10月22日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

また、あわせて、「アンケートについては客観的な評価指標となるように、改善に努められたい」とのご意見をいただきました。

## 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。

本事業は、いなべ市から四日市市間での安全で円滑な自動車交通を確保し、北勢地域における幹線道路交通網の強化を図る目的で昭和59年度に着手し、平成19年度に完了しています。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

事後評価におけるアンケート調査の実施については、客観的な評価指標が得られる調査方法の採用や、集計や分析の実施が必要です。

### 4-2 課題の解決方針

事後評価におけるアンケート調査の実施にあたっては、集計方法、分析方法を十分検討のうえ、実施していきます。

# 海岸事業について

[ 県土整備部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

海岸事業 502番 <sup>あのり</sup>安乗地区海岸

## 2 委員会意見

平成24年11月19日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番については「事業効果については評価結果の妥当性を認める」とのご答申をいただきました。

## 3 海岸事業の背景

安乗地区海岸は、志摩半島東岸の的矢湾湾口部安乗崎に位置し、安乗地区集落の北側は的矢湾、南側は太平洋に面しています。周辺一帯はリアス式海岸で風光明媚なことから伊勢志摩国立公園区域となっています。

当海岸は、海岸侵食があり、背後地の安全性を早急に確保する必要性がありました。対策として海岸堤防及び消波工の設置を行ってきましたが、海岸侵食の傾向が著しく、海岸のほぼ中央より西側海岸では海浜が殆ど残されていない状況でした。

このため、背後地の民家への浸水被害を防止することを目的として、人工リーフと養浜工による面的な海岸保全対策を施しました。これにより、波浪の減衰、失われた海浜の復旧と安定が図られています。

## 4 事業への対応方針

### 4 - 1 事業の課題

当該事業については高潮・高波に対し安全を確保していますが、地域住民のアンケート結果から、津波に対しても不安を感じないような対応が求められています。

### 4 - 2 課題の解決方針

津波を完全に防ぐことは、費用、環境、利用に及ぼす影響が大きく、短期的な対応は困難であるため、地域住民・志摩市・三重県が一体となって、総合的な災害対策に取り組み、不安の解消と防災力の向上を目指します。



## 農林水産部の取り組み（事後評価）

# 県営広域漁港整備事業について

[ 農林水産部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

県営広域漁港整備事業 503番 阿曾浦<sup>あそうら</sup>地区

## 2 委員会意見

平成24年11月19日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

## 3 広域漁港整備事業の背景

阿曾浦地区の真珠養殖は、閉鎖性の内湾を漁場としていることから、真珠貝の病気や赤潮によるへい死の発生が問題となっていました。

このため、消波堤を設置し、沖合に新たな真珠母貝の養殖場を造成することで、健全な母貝養成とともに施術貝の生残率や真珠の品質を向上し、真珠養殖業の経営安定を図ることを目的に、広域漁港整備事業を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4 - 1 事業の課題

三重県の真珠養殖業は、全国的な真珠単価の長期低迷の影響を受け、経営体、生産量ともに減少しており、阿曾浦地区においても同様の傾向にあります。そのため、造成した養殖場では、利用率の低下がみられます。

### 4 - 2 課題の解決方針

三重県では、真珠養殖発祥の地として、優れた県産品として真珠が生産されてきており、平成13年度に創設された三重ブランドの認定第1号として、「真珠」を認定し、信頼性と評価の向上を図っています。

また、県水産研究所では、高品質な白色系真珠や、病害に強いアコヤガイの生産技術の開発などの研究を進めてきており、現場での種苗生産に活用されています。

高品質な白色系真珠の技術開発については、引き続き研究を進めるとともに、平成24

年度からは、より光沢が良好であり、傷やシミの少ない高品質な真珠の生産技術の開発や養殖現場への導入試験を行うなど、安定的な真珠養殖経営に取り組んでいきます。

また、消波堤や浅海域に形成されている藻場については、水域環境の保全や沿岸海域の漁業生産力の向上を図るため、漁業者が参加して行っている藻場保全の活動に対する支援等について、引き続き行っていきます。

これらの取組により、真珠養殖を始めとする地域の漁業振興を図っていきます。

# 広域農道整備事業について

[ 農林水産部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

広域農道整備事業 504番 <sup>ほくせいなんぶ</sup>北勢南部地区

## 2 委員会意見

平成24年11月19日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。またあわせて「交通事故減少便益がマイナスであることを問題視し、関係機関と対策を協議されたい。」とのご意見をいただきました。

## 3 広域農道整備事業の背景

農村地域では、農地と農業用施設、市場などを効率的に結ぶ道路が十分確保されていません。また、通勤や通学路などの地域住民の生活に必要な、道路整備も遅れています。このため、農業機械・農産物輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化や、都市に比べて遅れている社会生活環境の改善のため農道の整備を実施しています。

## 4 事業への対応方針

### 4 - 1 事業の課題

都市近郊の地区においては、非農家の増加ならびに、工場の立地などの要因による影響から、一般交通量が増加するケースも見られます。

広域農道の整備により、農地の集積、大型の農業機械や農産物の市場への輸送労力の軽減が計られましたが、農家の高齢化や後継者不足が進行しつつあるため、少数の大規模農家だけで、農業用施設の維持管理が困難な状況となっています。

### 4 - 2 課題の解決方針

今後の都市近郊の農道整備については、将来の農業形態や一般交通量の変化などを十分勘案しつつ、自然環境にも配慮しながら、より効率的で効果的な事業計画を策定します。

各市町に管理移管された後も、警察・市町と事故の発生状況などの情報を共有し、連絡を密に取り合い、必要な安全対策や補修事業に取り組んでいきます。

農業用施設の維持管理については、限られた農家だけでなく非農家も含めた活動とするため、「農地・水環境保全向上対策」などの取り組みを推進し、地域全体で農地・農業用施設及び、農村集落機能を維持向上していく体制づくりを推進していきます。